

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | | | |
|----------------------------|-----------|--|---------|--|
| 処 分 名 | | 幼稚園保育料の減免の決定 | | |
| 根拠例規及び条項 | | 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年条例第 37 号）第 6 条第 2 項 | | |
| 所 管 部 課 名 | | 福祉部 子ども支援課 | | |
| 審 査 基 準 | 関係法令等及び条項 | 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 62 年教委規則第 9 号）第 15 条及び別表第 2 | | |
| | 基 準 | 規則第 15 条及び別表第 2 に定めるところによる。 | | |
| | 設定年月日 | 平成 12 年 12 月 19 日 | 最終変更年月日 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 | 総日数 ～30 日程度（注：休日は含まない。） | | |
| | 内 訳 | 協議機関 日（機関名） 処分機関 30 日 | | |
| | 設定年月日 | 平成 12 年 12 月 19 日 | 最終変更年月日 | |
| 備 考 | | | | |